

居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算フローチャート

白山市長寿介護課

①すべての居宅介護支援事業所は、毎年度2回(前期・後期)、各サービス種別ごとに紹介率(集中割合)を計算する。【別紙 特定事業所集中減算に関する届出書】

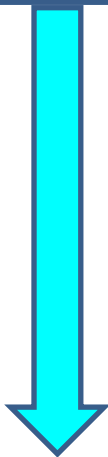
前期 判定期間…3月から8月 報告期限…9月15日 減算対象…10月から3月

後期 判定期間…9月から2月 報告期限…3月15日 減算対象…4月から9月

各サービス種別ごとの紹介率が全て80%以下である



報告不要



減算の対象とはならない

紹介率の計算結果を
5年間保存する

各サービス種別ごとの紹介率(集中割合)がいずれか1つでも80%を超えている



白山市へ報告する
(正当な理由がある場合はその理由を併せて提出)



正当な理由がある(※)
(白山市が判断)



減算の対象とはならない



正当な理由がない
(提出された理由が不適当な場合を含む)



減算適用期間において
減算を行う

(※)必要に応じて以下の書類を提出してください。

- ①サービス利用にかかる理由書
- ②居宅サービス計画(第1表から第4表、第6表、第7表)
- ③利用者の心身の状況や必要とするサービスの内容を示す、アセスメントシートや診断書等の関係書類
- ④利用者について地域ケア会議等の意見、助言を受けた場合は、当該会議の記録

※ 上記④の会議の記録については、正当な理由を届け出る際に必須ではないことに留意すること